

東郷町自治体間交流王滝村宿泊施設利用助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民等の宿泊に要する費用の一部を予算の範囲内において助成することにより、住民福祉の向上を図るとともに、長野県木曾郡王滝村との自治体間交流の推進に寄与することを目的とする。

(対象宿泊施設)

第2条 助成金の交付の対象となる宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）は、町長が別に定める長野県王滝村内の施設とする。

(助成対象者)

第3条 助成金を受けることのできる者は、次に掲げる小学生以上の者とする。

- (1) 東郷町内に住所を有する者
- (2) 東郷町内の事業所に勤務する者及びその被扶養者

(助成の制限)

第4条 助成金の対象となる宿泊の回数は、1人につき、宿泊した日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）において5回までとする。

2 次に掲げる活動と認められる利用については、助成の対象としない。

- (1) 宗教活動
- (2) 政党又は政治活動
- (3) 暴力団又はその構成員の統制下にある活動
- (4) 営利を目的とした活動

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1人につき1泊2,000円とする。ただし、宿泊費が2,000円未満の場合は、その宿泊費を助成する。

2 町から他の助成等がある場合は、その額を差し引いた額を助成する。

(助成金の申請)

第6条 助成金を受けようとする者（以下「利用者」という。）は、宿泊施設に利用の予約を行った後に、利用する日の2か月前から町長が指定する日までに、王滝村宿泊施設利用助成券申請書（様式第1）を町長に提出しなければならない。

2 第3条第2号に掲げる者は、前項の申請書に勤務証明書（被扶養者証明書）（様式第2）を添えて町長に提出しなければならない。

3 第3条第3号に掲げる者は、第1項の申請書に在学証明書の写し又は在学していることが分かる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成券の交付)

第7条 町長は、前条第1項の申請があった場合は、申請書の記載内容等を確認し、適当と認めるときは、利用者に対して、王滝村宿泊施設利用助成券（様式第3。以下「助成券」という。）を交付するものとする。

2 助成券は、譲渡し、又は転貸してはならない。

(助成券の利用)

第8条 利用者は、宿泊費の精算を行うときに、助成券を宿泊施設に提出するものとする。

2 利用者は、宿泊費から当該助成金額を控除した額を、宿泊施設に支払うものとする。

(助成券の返還)

第9条 利用者が宿泊施設の利用を変更し、又は取り消したときは、助成券を速やかに町長に返還しなければならない。

(助成券交付の取消し)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成券の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な方法により助成券の交付を受けたとき。
- (2) 災害その他の事故により宿泊施設の使用が不可能になったとき。
- (3) その他助成金の交付について、町長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成24年4月1日要綱第2号)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 東郷町自治体間交流王滝村宿泊施設利用助成金交付要綱第6条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。
- 3 平成26年11月1日から平成29年3月31日までの間に宿泊した宿泊費に関する第5条の規定の適用については、同条中「2,000円とする。」とあるのは、「3,000円とする。ただし、宿泊費が3,000円未満である場合は、その宿泊費とする。」とする。

附 則 (平成25年12月20日要綱63号)

この要綱は、平成25年12月20日から施行する。

附 則 (平成26年11月1日要綱第26号)

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月25日要綱第29号)

この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

附 則 (平成27年 3月23日要綱第13号)

この要綱は、平成27年 3月23日から施行する。

附 則 (平成28年 4月 1日要綱第25号)

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成29年 3月21日要綱第 6号)

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。